

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

経営力向上計画策定支援サービス

<経営力向上計画とは？>

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができます。

計画が認定されることにより受けられる優遇措置

経営力向上計画が認定されることで、下記のような優遇措置が受けられます。

金融支援

① 商工中金による低利融資

⇒商工中金独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

② 中小企業信用保険法の特例

⇒民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

▼ 通常枠(+別枠)▼

普通保険	2億円(+2億円)
無担保保険	8,000万円(+8,000万円)
新事業開拓保険	2億円⇒3億円 ※保証枠の拡大

優遇税制

① 固定資産税の軽減

⇒生産性を高めるために機械装置を取得した場合、その翌年度から3年度分の固定資産税が1/2に軽減します。

※固定資産税の軽減措置は「生産性向上設備投資促進税制」と重複適用することが可能です。 (および中小企業投資促進税制)



補助金

① ものづくり補助金の採点時に加点

⇒経営力向上計画の認定を受けた事業者は、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金の審査で加点されることになりました。

経営力向上計画の策定は当事務所へお任せください

<当事務所の支援内容>

初回相談	無料	着手金	5万円(税別)
認定報酬	5万円(税別) ※ 認定取得できなかった場合は上記料金はいただきません。	備考	・着手金は着手時にお支払いいただきます ・認定報酬は計画が認定された後にお支払いいただきます

ご芳名・法人名		電話番号	
住所		業種	
ご要望	<input type="checkbox"/> 認定申請を依頼したい <input type="checkbox"/> 認定申請について詳しく聞きたい		

<お申し込みはこちらまで FAX:03-6809-2295>